

深川市農業委員会総会議事録
(第 5 回)

令和6年8月30日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 1 5 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 毅英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷内 清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁	○	
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	栗野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭	○	
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第5回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和6年8月30日（金）10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外26名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・黒田主幹・藤野係長・袴田主査・成田主事補 |
| 5 書記 | 袴田主査 |

宮谷局長

開会宣言（10時00分）

只今から、令和6年度 第5回深川市農業委員会総会を開催いたします。
本日の総会におきまして富川委員から遅れるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。
会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。台風が発生しまして自分たちのところに来なければいいなと思いますけど、今の状況だと台風が通り過ぎていないと何とも言えませんが、関西方面で農業被害が深刻な状態になるのではないかと思います。特に瀬戸内海のフルーツでぶどうやみかんが台風の影響で大変なのかなと思います。それから何日も何日も台風がくるということで物流に問題があり、生鮮食品にも影響が出ていると聞きますので、少し心配であります。また、今日の北海道新聞に米の開発資金の話がありまして、本当にこんなに金額を上げて大丈夫なのかな？と思っております。金額が高いにこしたことはないのですが、ただ、9月までの出荷と10月からの出荷で分かれていますので、農協の体制の中で9月までに全部出荷が終わればいいのですが、10月にも出荷しないといけない人と値段の差があるというのはどうしたものかと思います。農協の中でどういう対応をするのか考えていかなくはいけないと思います。これから各地区神社のお祭りがあって、収穫作業に入るわけですが、不注意で怪我のないように気を付けていただければと思います。
それでは令和6年度第5回総会、よろしくご審議お願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。
1番五十嵐委員、2番清水委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はございませんので（2）農業委員会業務報告を局長より報告願います。

宮谷局長

7月29日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。
（1）農地特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。

宮武委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	(2) 農政特別委員会開催結果報告を青木委員長より報告願います。
青木委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	(3) 農民特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。
清水委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は5件で、番号1番が売買に係るあっせん申し出、番号2番以降は賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、全て令和6年8月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第1号を承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。 今月は3件で、1番、2番が旧法分、3番が新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。

菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
袴田主査	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は3件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2-(1)-イの「軽微な面積で、客観的にみて、その現況が届出人の証明願いと一致する場合。」及び農業委員会内規2-(1)-ウの「現況地目が原野、雑種地であっても、農地の集団性に影響を与えないものである場合や将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められる場合で当該土地面積が極小である場合。」に基づき、会長専決により「雑種地」および「宅地」として交付しております。番号2番および番号3番は、農業委員会内規2-(1)-イの「軽微な面積で、客観的にみて、その現況が届出人の証明願いと一致する場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。 説明は以上です。
菊入会長	次に、日程第5、議案に入ります。 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は2件で、番号1番は、借主の経営移譲による解約、番号2番は、借主が経営合理化のため経営を法人に変更したことに伴う解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、すべて、令和6年8月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は5件で、番号1番が売買の案件、番号2番以降が賃貸借の案件です。番号1番は、相続により取得した農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号2番以降は賃貸借の案件です。番号2番は、相続に

	<p>より取得した農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号3番は、合意解約により返還された農地を、経営継承をした受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号4番は、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号5番は、相続により取得した農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。</p>
袴田主査	<p>記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。</p> <p>報告のありました法人数は3件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら3法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号11番で尾崎委員の議事参与を制限します。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 10時15分)</p>